常陸太田市経営革新支援事業費補助金

経営革新による経営力向上の取組として、市内の中小企業者が行う新商品の開発・生産、新サービスの開発・提供、新規事業分野への進出等に要する経費の一部を補助します。

対象者

個人事業主にあっては市内に住所を、法人にあっては市内に本社を有し、引き続き 1 年以上事業を営んでいる市税に滞納がない中小企業者。

対象事業

- (1) チャレンジ枠 新商品の開発・生産、新サービスの開発・提供、新規事業分野への進出等に取り組む事業
- (2) 経営革新枠 中小企業等経営強化法(平成 11 年法律第 18 号)第 14 条第 1 項の規定による 承認を受けた経営革新計画に従って行われる事業(経営革新事業)。 ※ 詳細については、中小企業庁のホームページをご確認ください。
 - ※ 他の公的機関から補助金等を受けている事業は対象になりません。

対象経費

- (1) チャレンジ枠 裏面に掲げる経費
- (2) 経営革新枠 経営革新事業に要する経費のうち、裏面に掲げる経費
 - ※ 報償費・旅費・需用費・役務費・使用料及び賃借料・研究開発費・工事請負費・設備購入費・研修費・委託費・その他【詳細については、裏面をご確認ください。】
 - ※ 補助金の交付決定前に支払われた経費は、対象経費となりません。

補助額

- (1) チャレンジ枠 対象経費の 2分の 1以内の額 上限 25 万円
- (2) 経営革新枠 経営革新事業に対し、対象経費の2分の1以内の額 上限50万円
 - ※ 1,000 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額
 - ※ 補助対象となる事業は、年度ごとに 1 つの経営革新事業に限ります。

補助の対象期間 交付決定のあった年度の3月31日まで

申請等の流れ

(1) 補助金交付申請書の提出

交付申請書(様式第1号)、事業計画書(様式第2号)、収支予算書(様式第3号)を提出

(2)補助金の交付決定

交付申請書等を審査し、内容が適当と認められたときは、申請者に交付決定通知書を送付

(3) 実績報告書の提出

実績報告書(様式第7号),事業成果書(様式第8号),収支決算書(様式第9号)を作成し、補助対象事業が完了した日から30日を経過した日又は各年度の3月31日までのいずれか早い日までに、添付書類を添えて提出

(4) 補助金の確定

実績報告書等を審査し、内容が適当と認められたときは、申請者に確定通知書を送付

(5) 補助金の支払い

補助金の確定通知を受けた申請者は、交付請求書(様式第11号)を提出

【申請及びお問い合わせ先】常陸太田市 商工観光部 商工振興・企業誘致課

住 所 〒313-8611 茨城県常陸太田市金井町 3690

電話 0294-72-3111 内線621・622

Mail yuchi@city.hitachiota.lg.jp

別表(第4条関係)

| 項目 | 内 容 |
|--------------|--|
| 報償費 | 専門家等への謝金 |
| 旅費 | 専門家,従業員等の旅費 |
| 需用費 | 原材料費, 印刷製本費, 資料購入費, 消耗品費等 ※食糧費は除く |
| | 通信運搬費,広告宣伝費,保険料,通訳料,翻訳料等 |
| 使用料及び賃借料 | 機器賃借料,会場使用料,ソフトウェア使用料等 |
| 研究開発費 | 市場調査,外注加工,デザイン開発又は産業財産権の導入に要する経費, 技術コンサルタント料,調査研究費等 |
| 工事請負費 | 店舗,事務所等の改修費 ※新築,建替え及び建物本体に影響を与える増改築,外構工事等は除く |
| 設備購入費 | 設備の購入費 ※経営革新枠においては経営革新計画別表 4 に記載のあるものに限る |
| 研修費 | (従業員等の研修費,講習費) |
| 委託費 | 事業の一部の委託に要する経費 |
| その他 | 市長が特に必要と認める経費 |

[※] 汎用性が高く,使用目的が当該経営革新事業の遂行に必要なものと特定できないもの,又は 経常経費とみなされるものは,対象外とする。